

市川市スズメバチ等の巣の駆除業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下、「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名 市川市スズメバチ等の巣の駆除業務委託

2. 業務目的

本業務は、市民に危害が及ぶおそれがある、スズメバチ等の巣の駆除を行い、市民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

3. 施行（納入）場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市市民部総合市民相談課

4. 委託期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日

5. 業務内容

本業務は、別添「市川市スズメバチ等の巣駆除実施要綱」（以下、「要綱」という。）及び本仕様書に基づき、以下のとおり実施するものとする。

（1）予定数量

本業務における駆除対象及び予定数量は、下表のとおりである。

駆除対象の種別	予定数量	摘要
スズメバチの巣	133個	
カラスの巣	7個	

※本業務委託は単価契約である。駆除を実施する数量は、委託者が駆除を依頼する巣の個数である。なお、要綱において巣の単位は、「巣」としている。

（2）業務区域 市内全域

（3）業務概要

本業務は、スズメバチ等の巣を駆除する作業（以下、「駆除作業」という。）を、要綱第4条第1項による「要望」又は同条第2項による「依頼」（以下、「要望等」という。）に基づき実施するものであり、その概要は以下のとおりである。

①委託者は、駆除作業を要望等されたとき、実地調査等を実施したうえで、受託者に当該駆除作業を依頼する。

このとき、委託者は、要綱に定める「スズメバチ等の巣駆除実施委託書（様式第2号）」

（以下、「委託書（様式2号）」という。）を受託者に交付する。

②委託者の依頼を受けた受託者は、当該駆除作業を実施すること。

③受託者は、緊急対応を要する依頼を受けた場合、遅滞なく業務従事者を現地に到着させ、駆除作業を実施すること。この場合、委託者は、委託書（様式2号）の交付前に、受託者に駆除作業を依頼することができる。

④受託者は、駆除作業が完了したとき、要綱に定める「スズメバチ等の巣駆除実施完了報告書（様式第3号）」（以下、「実施報告書（様式3号）」という。）等作業実績の内容を証する書類を作成すること。

⑤業務の履行に必要な器具類、薬品類、及び消耗品の費用は、受託者の負担とする。

⑥駆除した巣等は、適切な方法で処分すること。なお、駆除した巣等の処分費用は、受託者の負担とする。

⑦受託者は、委託者の依頼事項以外の駆除に関連する求めが、要望等を行うことができる者（以下、「要望者等」という。）からあった場合は、必要に応じて委託者と対応を協議すること。

（4）業務従事者（業務責任者及び業務担当者）

受託者は、本業務を適切に実施する能力を有する業務従事者を配置すること。なお、業務従事者は、業務責任者及び業務担当者で構成され、以下のとおりとする。

①業務責任者

業務責任者は、本業務に適切に対応できる高度な技能を有する者であり、駆除作業において3年以上の実務経験を有し、及び網猟狩猟免許を有する者とする。

業務責任者は、次を適切に実施すること。

- （ア）現地状況に対応して適切な駆除作業の手法の決定及び実施。
- （イ）業務担当者の人選及び適切な配置。
- （ウ）業務担当者に対する指揮命令、指示及び指導・教育。
- （エ）労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守。
- （オ）業務従事者及び第三者に対する安全管理。
- （カ）委託者との、適時・適切な打合せ、協議、及び調整。

②業務担当者

業務担当者は、業務責任者の指揮命令及び指示に従って、本業務に適切に対応する技能を有する者であり、駆除作業において1年以上の実務経験を有する者とする。なお、カラスの巣の駆除作業には、網猟狩猟免許を有する者を配置すること。

（5）業務実施上の条件及び留意事項

受託者は、本業務の実施に当たり、以下を遵守すること。

①駆除作業の実施日及び実施時間

（ア）実施日

駆除作業を実施する日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日（12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日まで）を除く平日を原則とする。

但し、緊急対応の場合は、この限りではない。

(イ) 実施時間

駆除作業を実施する時間は、9時から17時までを原則とする。また、作業終了は、安全を考慮して日没までを原則とする。

但し、スズメバチ等の習性に応じた実効性がある駆除を実施する観点、並びに作業に伴う周囲の安全確保の観点から、17時以降または日没後に駆除する必要がある場合は、この限りではない。この場合、受託者は、駆除作業の予定時間を、委託者に、事前連絡すること。

(ウ) その他

あらかじめ駆除作業の日にちまたは時間を委託者と調整した場合において、これらを変更する必要があるときは、委託者と協議すること。

②経費及びその他の条件

(ア) 本業務委託における単価は、スズメバチ等の巣1個当りの単価であって、巣の種類、規模・形状及び位置等によらず、同一金額とする。

(イ) 同一の委託書(様式2号)による案件において、駆除対象の巣が複数ある場合、委託者は、その旨を委託書(様式2号)等に記載する。

(ウ) 受託者が現地を調査した結果、駆除が必要な巣が追加で発見された場合、受託者は、速やかにその旨を委託者に報告し、駆除の了解を得ること。

(エ) 受託者が現地を調査した結果、巣の存在を確認できなかった場合は、1案件につき巣1個当りの委託料を支払うものとする。この場合、受託者は、実施報告書(様式3号)及び記録写真によって、調査結果を委託者に報告すること。

(オ) 委託者は、実地調査によって確認したスズメバチ等の巣以外の危険なハチの巣について、その駆除作業を、受託者に依頼することができる。この場合、駆除した巣1個当りの委託料を支払うものとする。

(カ) 委託者は、カラスの巣の駆除に伴う緊急作業を要請することができる。(例えば、市民に影響がおよぶカラスの危険な行動を抑制する作業等)

(6) 安全管理

受託者は、駆除作業に際して、労働安全衛生法その他関係法令に基づき、業務従事者、要望者等及び第三者に対する安全措置を講じること。なお、以下については特に留意すること。

①高所作業における落下防止措置を講じること。

②スズメバチの巣の駆除においては、必要に応じて、防護服を着用すること。

③通行人及び近隣住民等に対して、駆除作業による悪影響が及ばないように十分に配慮すること。

④人体に危険を及ぼす薬剤は使用しないこと。

⑤業務従事者等がハチに刺されてアナフィラキシーショックを起こした場合に備え、医師の指導の下にエピペンを携帯すること。

⑥駆除作業は、ハチ毒の抗体検査で安全を確認された者が行うこと。なお、ハチ毒の抗体検査費用は受託者の負担とする。

6. 添付書類

- (1) 市川市スズメバチ等の巣駆除実施要綱（別紙1）
- (2) 業務責任者通知書（別紙2）
- (3) ハチ毒の抗体検査結果確認報告書（別紙3）
- (4) 業務完了報告書（月毎の報告書）（別紙4）

7. 提出書類

受託者は、下記の書類各1部を、定められた期日までに、委託者に提出すること。

なお、委託者からの指定がない様式・書式は、受託者のそれでよい。

(1) 業務実施前の提出書類

受託者は、業務の着手前に、次の書類を委託者に提出するものとする。

①業務計画書

- (ア) 業務実施体制（業務従事者名簿を添付すること）
- (イ) 作業手順書（駆除の手法、使用する器具類及び薬品類等の作業方法）
- (ウ) 安全管理の方法
- (エ) 緊急時連絡時の体制

②業務責任者通知書（添付書類別紙2）

③業務従事者の資格等を証明する書面

- (ア) 網猟狩猟免状の写し
- (イ) 医療機関の証明するハチ毒の抗体検査結果（写しでもよい）、またはハチ毒の抗体検査で安全を確認したことを証する書類（添付書類 別紙3「ハチ毒の抗体検査結果確認報告書」）
- (ウ) 業務責任者が、駆除作業において3年以上の実務経験を有する者であることを証する経歴書
- (エ) 業務担当者が、駆除作業において1年以上の実務経験を有する者であることを証する経歴書

④着手届

(2) 業務実施中の提出書類

①報告書

- ・駆除が完了した案件は、実施報告書（様式3号）、及び記録写真を作成すること。
- ・駆除作業完了後、実施報告書（様式3号）に、要望者等による完了確認の署名を得ること。
- ・やむを得ない事由により、要望者等による署名を得ることができなかった場合、受託者は、その旨を委託者に報告し、あわせてその理由を実施報告書（様式3号）に記載すること。なお、この場合、委託者が記録写真によって作業実績を確認し、完了確認の署名をする。
- ・記録写真については、駆除作業前及び駆除後の状況、及び駆除した巣等、具体的な作業実績の内容が確認できるように撮影し、整理し、提出すること。

・緊急対応の案件は、駆除作業終了後、速やかに委託者に作業結果を報告すること。また、委託者が速やかな報告を指示した緊急対応以外の案件についても同様とする。

②月ごとの報告

月ごとの駆除実績を、次の書類によって委託者に報告すること。

なお、提出期限は、作業完了の翌月15日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日）とする。

- ・実施報告書（様式3号）
- ・記録写真
- ・「スズメバチ等の巣駆除月別集計表（様式第4号）」（要綱に定める様式。以下、「月別集計表（様式4号）」という。）
- ・業務完了報告書（月ごとの報告書）（別紙4）
- ・打合せ記録簿（ある場合）

③打合せ記録簿

- ・委託者との協議内容は、打合せ記録簿に整理し、委託者に随時提出すること。
- ・要望者等と協議があった場合は打合せ記録簿に整理し、委託者に随時提出すること。
- ・業務の進捗状況については、作業実施日を明示した書面によって、原則として毎週末に報告すること。なお、この進捗状況の報告は、電子メールを使用してよい。

④事故報告書

事故が発生した場合、事故報告書を直ちに作成し、関係機関及び委託者に提出すること。（状況ごとに定められた書式とする。）

8. その他

（1）委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

（2）受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

（3）本業務の履行によって発生した紛争等については、受託者の責任において解決処理するものとする。なお、その内容については、直ちに委託者に連絡するものとする。

（4）受託者は、本業務の実施中に、委託者、要望者等又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

（5）受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。なお、契約終了後も同様とする。

（6）業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

（7）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項への対応は、委託者と受託者がその都度協議のうえ決定するものとする。

市川市スズメバチ等の巣駆除実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に危害を及ぼす危険性のあるスズメバチ等の巣の駆除を実施することにより、市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)スズメバチ ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。
- (2)カラス スズメ目カラス科に属する鳥類のうち、カラス属に属するものをいう。
- (3)スズメバチ等 スズメバチ及びカラスをいう。

(駆除の対象)

第3条 駆除の対象とする巣は、スズメバチ等の巣であって、市内に存する建物、樹木等(以下「建物等」という。)に営巣されたものとする。

2 前項に規定する駆除の対象とする巣が次に掲げる場所のいずれかにあるときは、同項の規定にかかわらず、駆除の対象としない。

- (1)駆除を実施する者が建物等を破壊しなければ駆除することができない場所
- (2)駆除を実施する者に著しい危険を及ぼすおそれのある場所

(駆除の要望等をするができる者)

第4条 スズメバチ等の巣の駆除を市長に対して要望することができる者は、スズメバチ等の巣が営巣されている建物等又はその敷地の所有者、管理者又は賃借人(以下「所有者等」という。)であって、自ら当該スズメバチ等の巣を駆除することが困難であると市長が認めるものとする。

2 スズメバチ等の巣が営巣された建物等又はその敷地の付近を通行する者その他の所有者等以外の者は、当該巣に係るスズメバチ等が不特定多数の者に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該スズメバチ等の巣の駆除を市長に対して依頼することができる。

(駆除の要望等の申出)

第5条 スズメバチ等の巣の駆除について、前条第1項の要望又は同条第2項の依頼をしようとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

(調査等)

第6条 市長は、第4条第1項の要望に係る申出があったときは、当該申出に係る所有者等からの聞き取り調査を実施し、その内容を要望等受付表(様式第1号)に記載するものとする。

2 市長は、第4条第2項の依頼に係る申出があったときは、当該申出に係る所有者等からスズメバチ等の巣の駆除を実施することについて同意を得た上で聞き取り調査を実施し、その内容を要望等受付表に記載するものとする。

3 市長は、前2項の聞き取り調査では、当該調査に係るスズメバチ等の巣の状況等の把握が十分でないとき認めるときは、実地調査を実施することができる。この場合において、当該実地調査の結果を要望等受付表の該当欄に記載するものとする。

(駆除の承諾の決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申出があったときは、前条の調査の結果を踏まえて駆除の実施を承諾するかどうかを決定し、当該申出をした者(第4条第2項の依頼に係る申出にあっては、所有者等)に、その旨を知らせるものとする。

2 駆除の実施を承諾する要件は、第3条に規定する駆除の対象であり、かつ、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると市長が認めるものとする。

(1)第4条第1項の要望に係る申出 当該申出をした者が所有者等であり、かつ、当該所有者等が当該スズメバチ等の巣を駆除することが困難であること。

(2)第4条第2項の依頼に係る申出 次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 当該申出に係る巣を営巣するスズメバチ等が不特定多数の者に対し危害を及ぼすおそれがあること。

イ 所有者等が当該スズメバチ等の巣を駆除することに同意していること。

ウ 所有者等が自ら当該スズメバチ等の巣を駆除することが困難であること。

3 市長は、第4条第2項の依頼に係る申出をした者に対し、当該申出に係る駆除の実施の有無を知らせよう努めるものとする。

(駆除の実施等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により駆除の実施を承諾する旨の決定をしたときは、市との委託契約を締結したスズメバチ等の巣の駆除業者（以下「駆除業者」という。）に対し、スズメバチ等の巣駆除実施委託書（様式第2号）を交付し、スズメバチ等の巣の駆除の実施を委託するものとする。

2 駆除業者は、市との委託契約に基づき、速やかに、当該スズメバチ等の巣の駆除を実施するものとする。

3 前項の規定による駆除は、所有者等の立会いの下に実施するものとする。

(駆除の完了の確認等)

第9条 駆除業者は、前条第2項の規定によるスズメバチ等の巣の駆除の実施が完了したときは、スズメバチ等の巣駆除実施完了報告書（様式第3号）を作成しなければならない。

2 前条第3項の規定により立ち会った所有者等は、スズメバチ等の巣の駆除の実施が完了したことを確認したときは、スズメバチ等の巣駆除実施完了報告書の所有者等確認欄に署名をしなければならない。

(駆除の完了の報告)

第10条 駆除業者は、スズメバチ等の巣の駆除の実施が完了したときは、市との委託契約に基づき、速やかに、スズメバチ等の巣駆除実施完了報告書に実施前及び実施後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

2 駆除業者は、市との委託契約に基づき、各月におけるスズメバチ等の巣の駆除の実績について、スズメバチ等の巣駆除月別集計表（様式第4号）を作成し、当該月の翌月の15日までに市長に提出しなければならない。

(駆除の完了の記載)

第11条 市長は、前条第1項の規定により提出されたスズメバチ等の巣駆除実施完了報告書の内容を確認し、駆除の実施が完了したと認めるときは、その旨を要望等受付表の該当欄に記載するものとする。

(費用負担)

第12条 第8条第2項の規定によりスズメバチ等の巣の駆除に要した費用は、市の負担とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

要望等受付表

受付 番号		受付 日時	年 月 日() 時 分 電話 来庁 その他	担当者	
申出 の 内 容	区分	要望 依頼	申出者 氏名		
	申出者住所			電話	
	駆除の対象	スズメバチ カラス	巣の場所		
	所有者等 氏名			所有者等 電話	
	所有者等 住所				
	巣の状況				
	添付資料 その他				

実地 調 査	調査日	年 月 日()	担当	
	調査結果			

委託番号		駆除業者		依頼日	年 月 日()
------	--	------	--	-----	----------

駆除完了日	年 月 日()	委託料		円
-------	----------	-----	--	---

備考				
----	--	--	--	--

スズメバチ等の巣駆除実施委託書

年 月 日

(駆除業者) 様

市川市長

市川市スズメバチ等の巣駆除実施要綱第8条第1項の規定により、
次のとおり駆除を依頼します。

委託番号	
------	--

依頼事項	駆除対象			
	場所			
	住所			
	氏名		電話	

【市川市記入欄】

受付 番号		担当者	
----------	--	-----	--

スズメバチ等の巣駆除実施完了報告書

年 月 日

市川市長

(駆除業者)所在地
 事業者名
 代表者名

委託されたスズメバチ等の駆除の実施が完了しましたので、市川市スズメバチ等の巣駆除実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり提出します。

委託番号	
------	--

駆除事項	駆除対象			
	巣の場所			
	所有者等住所			
	氏名		電話	
	調査日	年 月 日()		
	駆除日	年 月 日()	駆除数量	巣

備考	
----	--

所有者等 確認欄	上記の内容について確認しました。 年 月 日 氏名(自署)
-------------	-------------------------------------

様式第4号(第10条関係)

スズメバチ等の巣駆除月別集計表

年 月 日

市川市長

(駆除業者)所在地

事業者名

代表者名

市川市スズメバチ等の巣駆除実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

年 月分

委託 番号	駆除 日	氏名	住所	駆除 対象	駆除 数量	委託料 (税込)
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
	日				巣	円
※「駆除対象」 1 =スズメバチの巣、 2 =カラスの巣				合計	巣	円

(別紙2)

年 月 日

市川市長

住 所
商号又は名称
氏 名

業務責任者通知書

このことについて、令和 年 月 日付で契約締結した、市川市市川市スズメバチ等の巣の駆除業務委託に関し、下記の者を選任したので業務委託契約約款第7条の規定により通知します。

1. 氏名：

2. 生年月日：

3. 現住所：

業務完了報告書(月支払分)

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

6. 支払期業務期間 令和 年 月 日

における完了年月日

7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり